

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
日興建設株式会社	高萩市安良川 915-4	1-000905

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和7年4月4日～令和7年6月3日 (2か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

日興建設(株)は、施工計画と異なる方法でコンクリートを運搬するなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。また、同社は、重傷事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があつたと市長が認めたとき。</u>	当該認定をした日から1か月以上9か月以内 <u>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111